

Aエリアの換地について

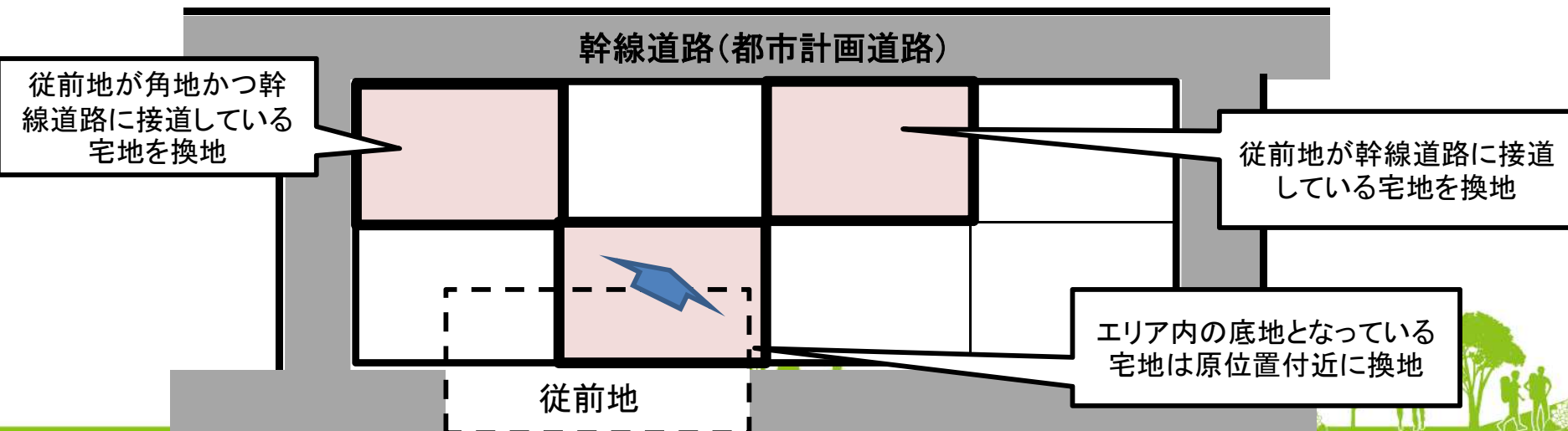
エリア内の位置の決定については、土地区画整理法第89条第1項（照応の原則）に基づき、エリア内において従前の宅地と換地が照応するように、以下のとおり換地を定めました。

<Aエリア 換地の位置の決定方法>

- エリアの底地となっている宅地 ⇒ 原則、原位置付近に換地
- 幹線道路に接道している宅地 ⇒ 原則、幹線道路に接道している位置に換地
- 角地の宅地 ⇒ 原則、角地に換地
- その他の宅地 ⇒ 上記の宅地を換地後、従前地の位置、希望等※を考慮した位置に換地

※換地申出書の特記事項に記載された希望については、他の宅地所有者の換地に影響を及ぼさない範囲で考慮する

Aエリア換地位置の決定方法(イメージ)



Bエリアの換地について

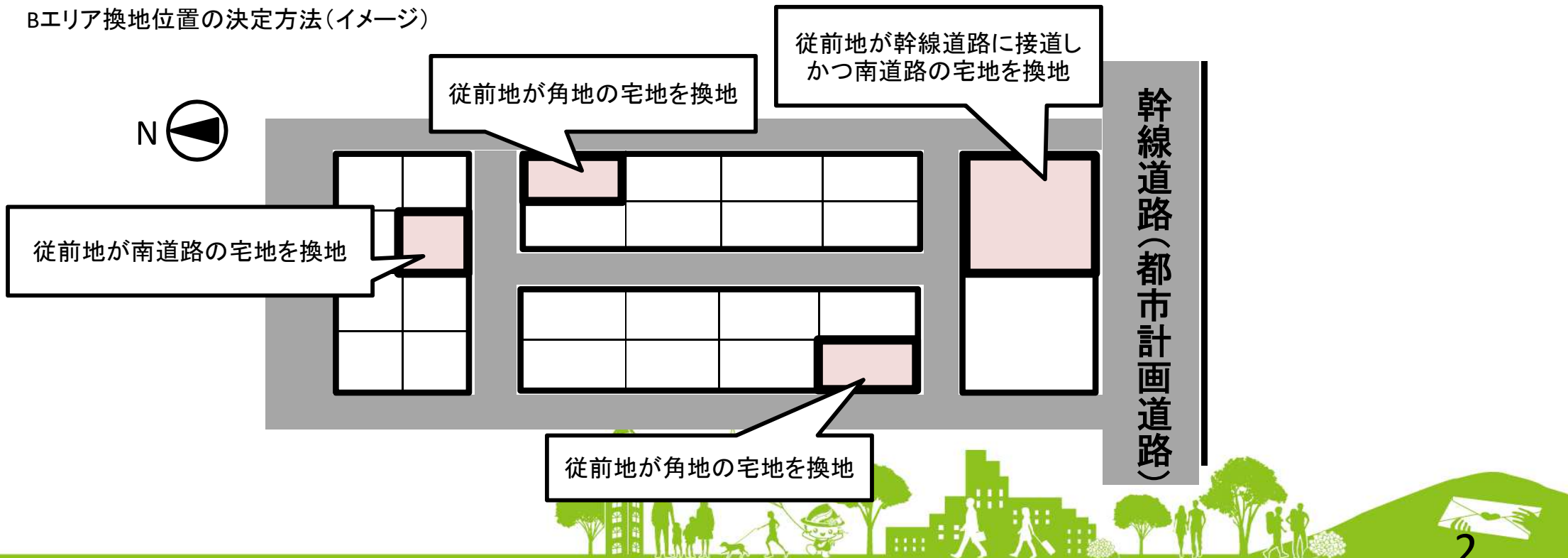
エリア内の位置の決定については、土地区画整理法第89条第1項（照応の原則）に基づき、エリア内において従前の宅地と換地が照応するように、以下のとおり換地を定めました。

<Bエリア 換地の位置の決定方法>

- 幹線道路に接道している宅地 ⇒ 原則、幹線道路に接道している位置に換地
- 角地の宅地 ⇒ 原則、角地に換地
- 南道路の宅地 ⇒ 原則、南道路の位置に換地
- その他の宅地 ⇒ 上記の宅地を換地後、従前地の位置、希望等*を考慮した位置に換地

※換地申出書の特記事項に記載された希望については、他の宅地所有者の換地に影響を及ぼさない範囲で考慮する

Bエリア換地位置の決定方法(イメージ)



Dエリアの換地について

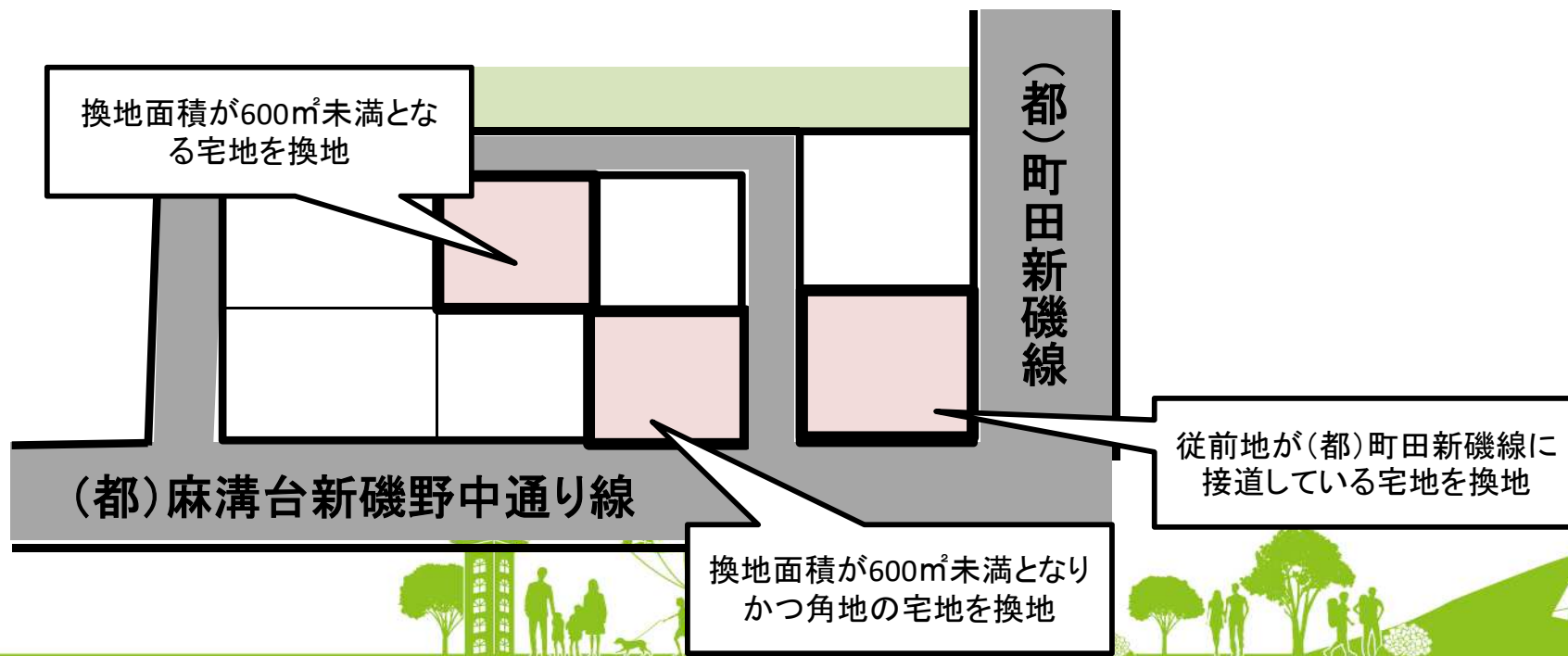
エリア内の位置の決定については、土地区画整理法第89条第1項（照応の原則）に基づき、エリア内において従前の宅地と換地が照応するように、以下のとおり換地を定めました。

<Dエリア 換地の位置の決定方法>

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| （都）町田新磯線に接道している宅地 | ⇒ 原則、（都）町田新磯線に接道している位置に換地 |
| 換地面積が600㎡未満となる宅地 | ⇒ 原則、15-2街区内（区画道路内側）に換地 |
| 角地の宅地 | ⇒ 原則、角地に換地 |
| その他の宅地 | ⇒ 上記の宅地を換地後、従前地の位置、希望等※を考慮した位置に換地 |

※換地申出書の特記事項に記載された希望については、他の宅地所有者の換地に影響を及ぼさない範囲で考慮する

Dエリア換地位置の決定方法（イメージ）



Fエリアの換地について

エリア内の位置の決定については、土地区画整理法第89条第1項（照応の原則）に基づき、エリア内において従前の宅地と換地が照応するように、以下のとおり換地を定めました。

<Fエリア 換地の位置の決定方法>

角地の宅地

⇒ 原則、角地に換地

その他の宅地

⇒ 上記の宅地を換地後、従前地の位置、希望等*を考慮した位置に換地

*換地申出書の特記事項に記載された希望については、他の宅地所有者の換地に影響を及ぼさない範囲で考慮する

Fエリア換地位置の決定方法(イメージ)

